## 事業者向け障害者とのコミュニケーション サポーター養成研修を開催します!

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による 障害者への「合理的配慮の提供」が義務になりました。

この機会に、障害者が困る場面や障害者とのコミュニケーション方法について、学んでみませんか。

内容

- 障害特性(身体障害、知的障害、精神障害等)を理解する。
- 障害のある人に対するコミュニケーション方法やサポート方法 を実践形式で学ぶ。
  - 例・車いすの押し方
    - ・聴覚障害者・視覚障害者・知的障害者との

コミュニケーション方法

テキストも 配布します▶

〇 障害のある当事者との対話

日程

令和7年11月8日(土曜日) 午後2時から午後5時まで

募集人数

30名程度(先着)

場所

練馬区役所本庁舎20階 交流会場 (練馬区豊玉北6-12-1)

参加費

無料

講師

・近藤 茜 氏 アカキカク/ワークショップデザイナー

その他

研修終了後は、 ステッカーを配付します。

・障害当事者

(車いす、聴覚障害、視覚障害、知的障害)

## 昨年度参加者の声

CHECK!!

「聴覚障害の方が救急車を利用するときの方法、盲導犬についても

理解できたし、病院の誘導方法を確認することができた(病院勤務)」

「接客に心のバリアフリーを心がけていきたい(商店主) |

「障害当事者と直接お話できた時間は貴重な体験でした(区立施設職員)」



申込方法

電話、FAX、下記二次元コードいずれかの方法にて、研修センター宛、**令和7年11月4日(火)**までにお申込みください。

問合せ先

練馬福祉人材育成・研修センター

電 話: 03-6758-0145 ファクス: 03-5383-7421

参加のお申し込みは | 左記の二次元コードより | お申し込みが可能です。